

学校徴収金取扱検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 学校徴収金事務の円滑な推進を図るため、教育委員会事務局に学校徴収金取扱検討委員会（以下、委員会という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次のとおりとする。

小学校長会代表、中学校長会代表、幼稚園長会代表、高等学校代表、小中義務教育特別支援学校事務研究会代表、学校支援部長、教育総務課長、教育研修課担当課長、学事課長、学校教育課長、学校保健安全課長、学校給食課担当課長

2 委員長は、学校支援部長とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、学校徴収金事務の円滑な推進を図るために必要な事項について検討を行う。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が必要の都度、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明をさせ、若しくは意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、学校支援部学事課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年12月27日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。